

別表 1

補助基準額及び補助対象経費

1 種目	2 補助基準額	3 補助対象経費
(1) 人材確保体制構築支援事業 ア 研修体制の構築の支援 イ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	ア 研修体制の構築の支援 1 事業所当たり 10 万円 イ 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援 30 分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円 30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円 (経験年数の短いヘルパー 1 人につき 30 回まで)	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金
(2) 経営改善支援事業 ア 経営改善の支援 イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援	ア 経営改善の支援 1 事業所当たり 40 万円 イ 介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援 1 事業所当たり 30 万円	訪問介護等サービス提供体制確保支援事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金

※ (1)ア、(2)ア、イについては、事業内容ごとに、実支出額と補助基準額を比較して少ないほうの金額を交付する。

(1)イについては、同行訪問に要した時間に応じて、30 分未満の場合は 2,500 円、30 分以上は 4,000 円の補助基準額を実支出額として算出する。

補助対象経費の消費額については、税込み・税抜きいずれの申請も可能とする。

税込みの場合 消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合、市に報告すること。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

税抜きの場合 仕入控除税額に係る報告等は不要。